



## 第 8 1 号

高嶋 英弘  
KCCN 理事  
京都産業大学法学部教授

「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律」の成立

### 1 はじめに

2020年12月4日に、「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律」が成立しました。この法律は、生殖補助医療の基本理念及び国と医療関係者の責務を定めるとともに、第三者から精子や卵子の提供を受けて出生した子の法律上の親子関係を定めています。あわせて、生殖補助医療の利用者と出生子等を対象とした相談体制の整備、及び生殖補助医療の適切な提供等を確保するために必要な法制上の措置等の整備を国に義務づけています。公布日から3ヶ月後に施行されますが、親子関係を定める部分については公布から1年後に施行されます。

### 2 今回の法律の概要と問題点

生殖補助医療に関連するルールとしては、従来、「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」を除き、法令に基づくルールは存在しませんでした。そのため、どの範囲で、どのような人を対象にして生殖補助医療の利用を認めるのか、生まれてきた子供の福祉をどのように確保するのか、さらに第三者から精子や卵子の提供を受けて出生した子供の親子関係をどのように考えるのかなど、十分な議論はなされていません。とりわけ法的な親子関係については、既にいくつかの裁判例も公表されるに至っています。

今回の立法は、これらの問題点のうち、法的な親子関係の確定基準をおもな対象にしたものです。具体的には、卵子提供の場合には、出産母を法律上の母親とすること（同法9条）、夫の同意がある精子提供の場合には、夫は嫡出を否認できないこと（同法10条）、を定めています。

これらはほぼ従来の裁判例に沿った内容ですが、このような立場には異論もあります。とりわけ、依頼者夫婦の精子と卵子に由来する胚を代理母に移植して妊娠、出産してもらう類型（代理懐胎ないしサロゲイト型代理母と呼ばれています）については、子供を出産する代理母は養育する意図を有していないのが通常ですので、子供の福祉が危うくなるとの批判があります。今回の法律は代理懐胎自体を禁止している訳ではありませんので、問題点は先送りされたままということになります。また、精子提供、卵子提供により出生した子供には、「自己の出自を知る権利」を認めるべきだとの見解も有力です。この権利は単なる倫理上の理由に基づくものではなく、近親婚を防止する等の重要な機能も有するのですが、この点についても今回の法律では触れられていません。

### 3 今後の展望

本法が、第三者による精子提供や卵子提供を前提としたルールを含むことは明らかであり、その限りでこれらによる生殖補助医療を、少なくとも部分的には法的に追認するという側面があります。従って、今  
(次ページへつづく)

後、精子提供や卵子提供による生殖補助医療は、法律による「お墨付き」を得たとして、従来より大幅に増加することが見込まれます。しかし先述のように、提供に際しての規制や、生まれてくる子供に対する配慮はほとんど手つかずのままですから、悪徳業者の関与を招きかねない状況です。実際にインターネット上には、有償で精子や卵子を提供する業者や、代理母を斡旋する業者が多数存在していますし、美容医療を行っているクリニックにおいて妊婦の血液を用いた胎児の出生前診断が広く行われ、かなりの数で人工妊娠中絶に至っているという実態もあります。

生殖補助医療の多くは健康保険が適用されないため非常に高額になること、生殖に関する事項はプライバシーに属するため被害が生じても明らかになりにくいことからすれば、このままの状況では、依頼者のみならず、生まれてくる子供の福祉も危うくなる可能性が高いと言えます。

本法の付則第3条では、2年を目途として、「生殖補助医療及びその提供に関する規制の在り方」及び「生殖補助医療に用いられる精子、卵子又は胚の提供（医療機関による供給を含む。）又はあっせんに関する規制（これらの適正なあっせんのための仕組みの整備を含む。）の在り方」を検討し、「法制上の措置その他の必要な措置が講ぜられるものとする。」とされているのですが、私見では、むしろこれらの事項を検討したあとで、適切な規制とともに生殖補助医療の実施を図るべきだったと考えます。

(2021年2月)